

ご注意ください！

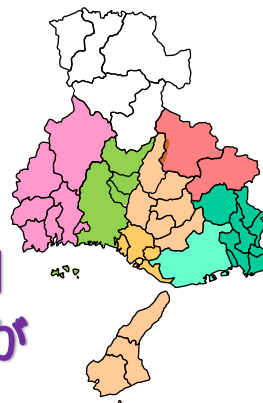
あなたの地域でこんな相談！

平成31年 1月 9日発行

8月から10月によせられた相談の中から、10月の相談件数が対8月比で2倍以上に増加したものの、3ヶ月間の総件数が上位のもの、新たな手口で注意が必要と思われるものをピックアップしました。（記載していない地域でも同種相談はあります。）

再び架空請求が急増！

神戸・阪神地域、東・北播磨地域、中播磨地域、
西播磨地域、丹波地域、淡路地域



「法務省から『消費料金の訴訟最終告知』というハガキが届いた。覚えはなかったが慌てて連絡し、指示に従い電子マネーで10万円を支払ってしまった。」

- 「法務省」「裁判所」とは一切関係のない架空請求ハガキです。相手に連絡してはいけません。
- 実際に訴訟になった場合は、訴状が裁判所から「特別送達」という方法で送付され、原則として郵便職員が直接宛名人に封書を手渡すので、郵便受けに投げ込まれることはありません。

「スマホに宅配業者から不在通知のSMS[※]が届いたので、メール内のURLをタップし、電話番号などを入力。後日、携帯電話料金と一緒に覚えのない金額を請求された。」

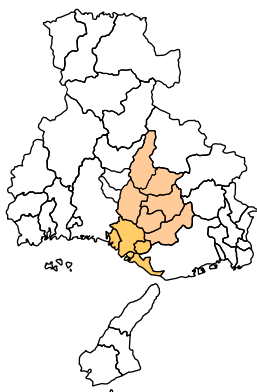
- 宅配業者がSMSで不在通知案内をすることはありません。
- このようなSMSに記載されたリンク先URLをタップしないよう、また、疑わしいアプリのインストールや、携帯電話番号、パスワードや認証コードなどの重要な情報の入力はしないようにしましょう。

※ ショートメッセージサービス：携帯電話番号を宛先にして送受信するメール



← アナウンスに従って操作をすると
最寄りの消費生活センターに繋がります

東播磨・
北播磨地域



水回り修理の高額請求トラブル多発！

「洗面台の蛇口から水漏れするため、マグネット
広告の修理業者を呼んだ。洗面台の交換が必要と
言われ、72万円も請求された。」

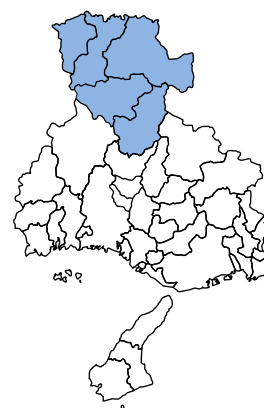
- 急なトラブルの際に焦らないように、あらかじめ元栓や止水栓の場所と締め方を確認しておきましょう。
- 修理を依頼する際は自治体の水道関係部署に相談したり、複数事業者に見積もりを取るなど、慎重に契約先を決めましょう。

公的機関をかたる電話に注意！

「市役所から、『健康保険の還付金がある。
ATMへ行くように。』との電話があったが、
信用できるか。」

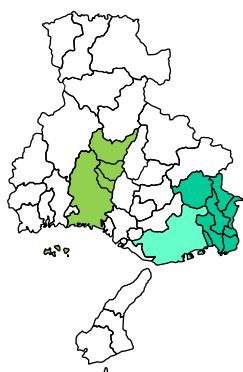
- ATMの操作により還付金が戻ることは絶対にありません。すぐに警察や消費生活センターにご相談ください。
- 発信番号機能付き電話機を活用し、番号非通知や知らない番号からの電話をとらない方法もあります。

但馬地域



仮想通貨での支払いを要求する不審なメールに注意！

神戸・阪神地域、
中播磨地域



「『アダルトサイトを閲覧している姿を撮影した。
公表されたくなければ仮想通貨で支払いを。』と
メールが届いた。どうしたら良いか。」

- これは迷惑メールの一種ですので、無視しましょう。
- メール中に自分が使っているパスワードが記載されている場合は、早急にパスワードの変更を行ってください。



兵庫県立消費生活総合センター 相談調査課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL：078-303-0999

施設改修のため事務所を移転しています。改修後のセンターは平成31年7月頃、供用開始の予定です。

移転先：神戸市中央区港島中町6-9-1（神戸国際交流会館7階）